

○檜葉町原子力施設監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災に伴う原子力発電所事故への対応が進展する中で、福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の現状及び様々な対応の状況等を把握し、廃炉措置に向けた作業や冷温停止維持に関わる作業が安全かつ着実に行われているか監視を行うとともに、町民に対し原子力施設の現状を的確に情報伝達し、町内に居住または滞在する町民等の安全確保に資するため、檜葉町原子力施設監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 原子力発電所の現状及び事故対応の状況等の把握に関すること。
- (2) 原子力発電所の安全性に係る町への助言・提案に関すること。
- (3) 地域防災計画（原子力災害対策編）に関すること。
- (4) その他原子力施設に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、放射線防護やリスク管理等の原子力安全に関する知識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は町長が指名するものとし、副委員長は委員長の指名により決定するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、町長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、その目的・内容により委員の一部をもって開くことができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(開催過程の取扱)

第8条 会議については原則非公開とする。

2 会議で使用した資料及び会議結果については、会議終了後に原則公表する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境防災課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。